

新型コロナウイルス感染症に係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業補助金 Q&A

問	分類	答
1 支給金額の算定・分配はどのようにするのでしょうか。	事業内容	支給額、支給する職員の範囲については、治療への関与や貢献の度合いを考慮しつつ、医療機関で決定願います。
2 認知症患者等を対応した医療従事者のみ対象としているが不公平では。	事業内容	認知症や身動きの出来ないコロナ患者等に対しては、感染防止の観点から、対応する医療従事者と患者の比率が「1：1」で対応しているのが現状です。認知症患者等の中には、許可なく病室を出入りしたり、他者と接触する危険性が高い方もいらっしゃり、対応していただいた医療従事者の看護負担が大きいいため、今回の支援内容としています。
3 源泉徴収の対象になりますか。	事業内容	今回の支給は見舞金としての性質になりますので、源泉徴収の対象となりません。
4 どのような形で支給されますか。	事業内容	原則、医療機関から医療従事者分をまとめて申請していただき、医療機関から医療従事者へ支給していただきます。公立病院等医療従事者への迅速な手当の支給が困難な場合は、県から直接医療従事者へ支給します。 (申請取りまとめ等は医療機関で実施いただきます。別途案内を参照ください。)
5 申請してから、どの程度の期間で支給されますか。	事業内容	申請後、3～4週間を目途に支給予定です。

<p>6 支給額を人件費以外に充当していいですか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>今回の支給は認知症患者等の対応していただいた医療従事者への見舞金としての性質のものであり、人件費に充当していただく必要があります。 見舞金としての性質を有した形で、各種手当や現物支給での支給の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>7 交付要綱に記載の、「患者に対応した医療従事者の人件費」についてどのようなものが対象となりますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>本補助金の対象経費は、対象期間に要した経費であり、そのうち「患者に対応した医療従事者の人件費」については、患者に対応した者の人件費、新規職員雇用にかかる人件費、処遇改善・人員確保を図るもの等が対象になります。</p>
<p>8 医療資格を有していない職員も対象となりますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>医療資格を有していない職員は対象になりません。</p>
<p>9 Q、認知症等を伴う新型コロナウイルス感染症患者に対応した理学療法士等のリハビリテーション職員は補助金の支給対象となりますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>新型コロナ療養期間中の認知症等を伴う新型コロナ患者に対応したと医療機関でご判断される場合は対象となります。なお、医療資格を有していない職員は対象になりません。</p>
<p>10 正社員、非常勤、パート等、雇用形態により限定されますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>認知症等を伴う新型コロナ患者に対応されたと医療機関でご判断される場合には、雇用形態による限定はありません。</p>

<p>11 公立医療機関の公務員も対象となりますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>認知症等を伴う新型コロナ患者に対応されたと医療機関でご判断される場合には、対象となります。</p>
<p>12 他の医療機関から応援で派遣された医療従事者も対象となりますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>○他の医療機関から応援で派遣された医療従事者については、給与を受入先が支払うケース、給与を派遣元が支払うケースが考えられます。</p> <p>○給与を受入先が支払うケースでは、他の医療機関から応援で派遣された医療従事者が、認知症等を伴う新型コロナ患者に対応されたと医療機関でご判断される場合には、「患者に対応した医療従事者の人件費等」の対象となります。</p> <p>○給与を派遣元が支払うケースでも、他の医療機関から応援で派遣された医療従事者が認知症等を伴う新型コロナ患者の対応を行い、受入先が対応手当を別途支給する場合は、「患者に対応した医療従事者の人件費等」の対象となります。</p>
<p>13 新型コロナ患者等（認知症等を伴う新型コロナ患者）の対応を行わない医療従事者は対象となりますか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>○新型コロナ患者等の対応を行わない医療従事者は対象となりません。</p> <p>○なお、新型コロナ対応手当の額、支給する職員の範囲については、治療への関与や貢献の度合いを考慮しつつ、医療機関で決定願います。</p>
<p>14 対象となる医療機関はどこですか。</p>	<p>事業内容</p>	<p>申請対象期間における新型コロナウイルス感染症患者入院受け入れ病院です。</p>

<p>15 対象患者の基準がわかりません。</p>	<p>申請関係</p>	<p>「認知症や精神疾患等を有し、手厚い看護や介護の必要な患者」を対象としており、具体的には認知症についてはⅡ～Ⅳ、精神疾患については「統合失調症」「気分（感情）障害」「非定型精神病」「てんかん」「中毒精神病」「器質性精神障害」「発達障害」及び「その他精神疾患」を、その他知事が定める患者に対しては病名等詳細を、申請書別紙に記載していただくことになります。</p>
<p>16 1名の医療従事者が、複数の医療機関で働いている場合、別病院から複数回受給することは可能ですか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>原則可能です。例えば同一人物が1月1日にA病院で1日、1月5日にB病院で1日勤務している場合、A病院及びB病院の両方から申請が上がってきても、別日に勤務し患者対応を行っているため問題はありません。</p>

<p>17 疑似症患者や陰性になった患者は対象に含まれますか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>含みます。例えば、陽性であった患者が入院後数日経過し、PCR検査を行い陰性になった場合も、コロナ患者用の感染症発生病床での医療従事者の業務の負担量は同じであるため、該当します。なお、コロナ患者用の感染症発生病床から一般病棟に移った場合は、今回の対象から外れるものと解します。</p>
<p>18 申請に関する相談はどこにすればよいですか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>和歌山県健康推進課 感染症対策班 (制度名) 担当 TELL:073-441-2643 FAX:073-428-2325</p>
<p>19 いつまでに申請する必要がありますか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>ホームページ参照。なお、感染状況により変更する場合がございます。</p>
<p>20 申請書類は何が必要ですか。</p>	<p>申請関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付申請書 (第1号様式) ※要押印 2. 交付申請書別紙 3. 口座振替依頼書 (第4号様式) 4. 宣誓書 (第5号様式) ※要押印

<p>21 公立病院等、従事者への迅速な手当支給が困難な場合、申請書類は何が必要ですか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>1. 交付申請書（第1号様式）※要押印 2. 交付申請書別紙 3. 口座振替依頼書（第4号様式） 4. 宣誓書（第5号様式）※要押印 5. 支払先一覧 6. 通帳等の写し ※口座名・口座番号等の確認のため、通帳の表紙と2ページ目を添付ください。 ※人数分必要です。 7. 委任状（第6号様式） ※要押印 人数分必要です。</p>
<p>22 一度申請した後、追加で申請者がいた場合、どうしたらいいですか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>お手数ではございますが、再度申請書等をご提出していただく必要があります。</p>
<p>23 医療機関から医療従事者へ支給する場合、振込手数料はどうなりますか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>医療機関でのご負担をお願いいたします。</p>
<p>24 期間内に受け入れた認知症等を伴う患者が複数名の場合は、どうすれば良いですか。</p>	<p>申請関係</p>	<p>個別に対象かどうかを判断するため、「申請書別紙」を人数分提出ください。</p>

25	期間内に受け入れた認知症等を伴う患者の入院日数が15日を超える場合はどうすれば良いですか。	申請関係	「申請書別紙－2」を使用ください。対象患者名は必ず記載ください。
26	対象医療従事者がすでに医療機関を退職している場合、どのようにすればいいでしょうか。	申請関係	対象期間中に勤務していた医療機関から申請を行っていただきます。その際、当該医療従事者の方への連絡及び必要書類の準備をよろしくお願いいたします。
27	複数回に分けて申請をしてもいいですか。	申請関係	原則、 1回で申請をしていただきます。ただし、申請漏れや記載誤りがある場合は、お手数ですが再度申請をしていただくことになります。
28	当補助金の医療従事者への支払いは3月中（交付申請前）でよろしいでしょうか。 それとも5月でも構わないのでしょうか。	事業内容	当補助金については、交付要綱第7にあるとおり、交付申請が実績報告となります。よって、交付申請の段階では、医療従事者へ支給していただいているイメージです。